

政令第 号

租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の四中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

（物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「第二条第十二号」を「第二条第十五号」に改める。

附 則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十

月十六日) から施行する。

理 由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。